

事務連絡
令和2年12月11日

各受入研究機関担当者 殿

独立行政法人日本学術振興会人物交流課

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人招へい研究者（短期・短期S）
採用者への特例措置（隔離期間中の扱い）について（通知）

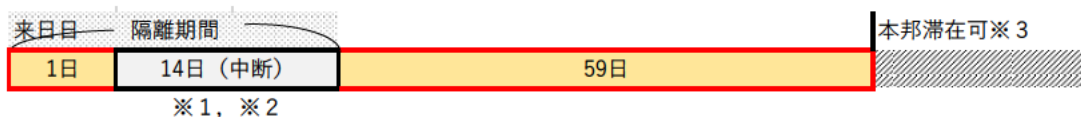
現在、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策として、入国後の行動制限措置（14日間の待機等）が実施されています。外国人招へい研究者（短期・短期S）は採用期間が短いことから、これらの行動制限措置が解除されてからの来日を依頼しておりましたが、今後來日可能となり、行動制限措置実施中に採用開始を希望する場合は、採用期間や滞在可能日数等に応じて、以下二つから選択の上採用開始可能とします。

- ① 隔離期間を、採用期間の中断扱いとする。※別途、採用中断願の提出が必要です。
- ② 隔離期間を、採用期間に含める。（特に必要な手続きはありません。）

受入研究者等関係者への周知のほど、よろしくお願いいたします。

【参考図（採用期間 60 日間。隔離期間が 14 日の場合）】

- ① 隔離期間を、採用期間の中断扱いとする。



- ※1 中断期間中の宿泊費等は自己負担（調査研究費からの支出は妨げない）
- ※2 特例措置で、中断期間中の海外旅行保険をJSPSで加入する。
- ※3 本邦滞在中の宿泊費等はフェロー自己負担（復路航空便はJSPS負担可）

- ② 隔離期間を、採用期間に含める。※1



- ※1 隔離期間を除く採用期間が、短期の採用期間の下限である14日を下回ることが不可。
- ※2 隔離期間中もホストの指導の元研究活動を行っているとなし、滞在費を支給する。
- ※3 本邦滞在中の宿泊費等はフェロー自己負担（復路航空便はJSPS負担可）

本件に関する問い合わせ先
日本学術振興会人物交流課交流係
電話：03-3263-2480
E-mail：invitation@jsps.go.jp